

事業計画書

平成30年4月1日～平成31年3月31日

公益社団法人前橋積善会

I 基本方針

公益社団法人前橋積善会（以下「当会」という）は、明治13年に前橋市内の僧侶を中心とする有志12名により、貧困のために苦しんでいる人々を救うことを目的に設立され、今年度創立138周年を迎えます。昭和2年4月18日には、民法第34条に基づく社団法人として設立許可を受け、平成20年12月1日には、公益法人制度改革関連三法の下で、特例民法法人となりました。更に、平成23年度には、公益社団法人移行認定への手続きを行い、平成24年3月21日に群馬県知事から公益社団法人の認定を受けることができました。

今年度は、前年度の事業活動を振り返りながら、これまで以上に公益的な視点と更に創意工夫により、精神疾患を持つ生活困窮者を救うという慈悲と善隣の創立理念を基盤に、先哲の教えを継承し更に発展していきたいと考えます。当会は、群馬県における地域福祉医療の一翼を担う公益医療機関及び医療従事者養成機関として、持続可能な公益目的事業の確立のためにも、適正な運営に努めていきます。

II 事業計画

1. 公益目的事業を更に展開

公益社団法人に相応しく、当会における公益目的事業を以下の内容のとおりこれまで以上に積極的に推進します。

- (1) 社会福祉法第2条第3項第9号及び同条第2項第1号の規定に基づき、精神疾患を持つ生計困難者等の社会的弱者を救済することを目的として、無料又は低額な料金で診療を実施し、かつその受給者の掘り起こしのための普及啓発を目的とした診療の実施並びに生計困難者に対する助葬を行う事業
- (2) 質の高い医療従事者の確保・養成のための看護学校運営事業
- (3) 精神疾患を持ち、かつ生計困難な者のための無料低額訪問看護サービス
- (4) 障害者総合支援法に基づく、すべての障害者のノーマライゼーションの実現に資する特定相談支援事業及び一般相談支援事業
- (5) 障害者総合支援法に基づく、障害を有する地域住民の地域生活移行支援を促進することをもって、障害者の支援を目的とする共同生活援助（グループホーム）運営事業
- (6) その他前各項の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、群馬県において行うものとする。

2. 公益目的事業の運営

- (1) 無料又は低額な料金で診療を行う事業及び助葬を行う事業

無料低額診療事業の適切な運営に伴い、精神科医療の更なる充実を図ることで、患者サービスの向上、医療機能の向上を目指します。それとともに適正な人員配置

及び諸経費の削減に努め、経営安定化への取り組みを行います。

また、無料低額診療事業の案内、普及啓発を推進し、受給者を拡大させる取り組みも行っていきます。

助葬事業については、啓発のためのパンフレットを、群馬県内の精神科病院・障害者施設・老人施設等に配布して助葬事業を広く知らせる取り組みを行います。また、盂蘭盆会法要、合同慰霊法要を執り行います。

(2) 看護学校運営事業

- (ア) 前橋積善会が公益事業の一環として設置運営する看護学校であることを広く啓発し、献身的に地域医療の一翼を担う強い志のある学生の確保に努めます。
- (イ) 地域の慢性的な看護師不足を解消するために学生定員の増加を検討し、併せて経営環境の改善を図ります。
- (ウ) 安全で安心して学べる教育環境の創出並びに学生の学習環境の整備を推進し、教育内容の充実に努めます。これにより質の高い医療従事者を育成し、地域の医療環境の発展に寄与します。
- (エ) 国家試験での高合格率を維持するため、教職員の学会・研修会への参加を促して、教職員の資質向上への取り組みを行います。
- (オ) 事務の合理化や経費の節減を図るなど効率的、効果的な予算執行に努めて、安定した学校経営を目指します。

(3) 訪問看護ステーション（指定居宅サービス）運営事業

精神障害者を中心とした訪問看護サービス（指定居宅サービス）事業が少ない現状の中で、無料又は低額な料金でこれを行う訪問看護ステーション事業を行います。これにより、病気や障害を持った人が住み慣れた地域や家庭で、その人らしく療養生活を送れるように、看護ケアを提供することで、自立を支援します。

また、前橋市内の精神科病院、診療所、クリニック等に無料又は低額な料金での訪問看護サービスの案内を行うとともに、職員を増員して、利用者のより一層の増加を図り収益の改善を目指していきます。

(4) 相談支援事業

障害のある方やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供を行い、障害のある人の自立した日常生活や社会生活を支援する前橋市からの委託事業です。情報提供や権利擁護のために必要な援助を行う基本相談支援と障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成を行う特定相談支援があります。この二つを行って障害者の在宅生活を支援していきませんが、この制度開始から日が

浅く、事業も障害者に広く周知されていません。そのため、広報に重点を置き利用者の増加を図るとともに、長期入院患者の退院促進に努めます。

(5) 共同生活援助（グループホーム）事業

障害（精神）のある方が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同生活を行う住まいの場所を提供する事業。具体的には、単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方。一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい方。施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方。などで、加えて数人で共同の生活を送ることに支障がない方が利用する場所です。

また、支援内容は、介護を要しない者に対し、家事等の日常生活上の支援を提供します。また、日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整も実施します。

今年度は、昨年に引き続き経営を軌道に乗せるとともに、利用者様の安心安全な入居生活を支援出来る体制を整えていきます。

3. 収益事業の運営

(1) 自動販売機設置及び売店事業

厩橋病院内において、自動販売機・売店・コインランドリー等を業者に委託して設置することで、患者様、その家族及び従業員の利便を図ります。

III 当会の組織

1. 法人の機関設計

当会の機関は、執行、監督及び監査の3つの機関で構成し、その組織は次のとおりです。

ア 執行機関

理事会—事業計画、収支予算の議決等、当会運営に関する重要な事項を決定します。

理事—理事会を構成し、業務の執行の決定に参画します。

理事長—当会を代表し、業務を統括します。

専務理事—理事長とともに当会を代表し、業務を分担執行します。

イ 監督機関

社員総会—年に1回、理事会の要請に応じ、定款に規定された事項に関しその事業報告及び決算書類について審議をすることで監督機能を発揮します。

ウ 監査機関

監事—当会の財産及び業務執行並びに内部統治（ガバナンス）の状況を監査します。

2. 全体組織図

